

地方組織の活動実態と課題について

熊谷 金道

地方組織は、春闘や最賃闘争、地方独自の制度・政策要求、国民的諸課題などの運動を通じてそれぞれの地方における労働組合のローカルセンターとして役割を発揮し、奮闘している。

本調査ではその活動実態などを以下の項目で調査をすると同時に、地方組織での運動を通じての悩みや課題、全労連への要望なども地方組織の役員から自由に記入して貰った。

1 春闘にどう取り組んでいるか

(1) 地方の「春闘共闘」結成と運営等について

国民春闘共闘委員会の「地方版」ともいうべき地方春闘共闘が結成されているのは47地方組織のうち38地方と多くの地方で春闘をたたかうための共闘組織がつくられている。

そのうち、20地方は国民春闘共闘委員会傘下組織の地方組織のみにより構成されているが、25地方では地場企業の労働組合や地方の独立組織など国民春闘共闘委員会傘下組織以外の労働組合も参加する共闘組織として結成されている。そして、その労働組合数は「1～4組織」が17地方で、「5組織以上」あるが5地方、「不明」が3地方で、その組織人員では「100人未満」が3地方、「100～500人未満」が6地方、「500～2000人未満」が5地方、「2000人以上」が5地方、「不明」が6地方とされている。
(注) 春闘共闘結成の地方が38なのに、その内

訳について20+25で45地方が回答しているのは、地方労連の構成組織と勘違いした回答が含まれている可能性がある。

地方春闘共闘の機関会議を地方（労連）組織の機関会議とは「別に行っている」のは32地方と多数を占め、地方春闘共闘の多くが地方（労連）から独立した組織として確立されていることを明らかにしている。その会議開催数は年間で「1～6回」が27地方と圧倒的多数を占め、「7～10回」が4地方、「11回以上」が3地方、「不明」が13地方となっている。また、地方組織の会議と「ごっちゃになっている」との回答が8地方（無回答7地方）あり、その運営については改善の余地があると思われる。

国民春闘共闘委員会の総会や単産・地方代表者会議などの全国会議に「参加している」地方春闘共闘は28地方に留まり、「参加していない」が18地方組織にも及んでいるが、その主要な理由は財政問題の厳しさの反映と思われる。

(2) 国民春闘共闘委員会の提起する運動の一翼を担って

国民春闘共闘委員会が実施している「春闘アンケート」については、「独自課題を付加してとりくんでいる」3地方組織を含め、24の地方組織でとりくまれているが、これは国民春闘共闘委員会傘下組織以外の労働組合を含めた地方春闘共闘の結成が25地方となっていること

とほぼ重なっている。また、とりくまれているアンケートの配布対象は、「組合員比で50%未満」が8地方、「50%以上」が5地方、「不明」が11地方で、「組合員以外にもアンケートを配布している」のは13地方との回答が寄せられている。そのアンケートの回収率については「50%未満」が9地方、「50%以上」が2地方、「不明（未集約）」が13地方となっている。

春闘アンケートは、労働者の生活実態や賃上げ要求などを把握する運動としてとりくまれているが、それは同時にアンケートを通じて個々の労働者が春闘に直接参加することを意味しており、組織活動としても職場や地域で組合員はもとより労組未加入者や未組織労働者、非正規労働者をも視野にその大規模な集約をめざすことは春闘の活性化にとって重要になっている。

国民春闘共闘委員会や全労連が提起する「春闘山場」などの全国統一行動日に、「地方組織として決起集会やストライキ激励行動など統一行動を組織している」のは34地方組織で、6地方が「提起しているが行えていない」、2地方が「組織していない」と回答、5地方が全国統一行動日とは別に「地方独自の統一行動日を設定」していると回答している。

統一行動への労働者の参加数などは調査していないが、これらの結果は多くの地方において全国統一行動の成功に向けてなんらかのとりくみを行っていることを明らかにしている。しかし、「行えていない」「組織していない」地方組織が8地方もあることはその理由の解明と克服が今後の課題である。また、「地方独自に統一行動日を設定している」地方組織が5地方あるが、これが全国統一行動日に「プラス」しての行動なのか、まったく別なのかは今回のアンケート調査では不明である。

また、春闘の具体的な展開に関連しては地方

組織が多くの悩みや課題を抱えていることが別記で紹介している「自由記入欄」への意見で明らかにされている。

（3）地方春闘共闘としての要求闘争

地方組織の春闘要求については、①構成組織の経営者に賃上げなどの統一要求を提出、交渉・懇談しているのは8地方組織に留まり、②春闘共闘加盟組織以外の企業にも要求書を提出、交渉・懇談しているのは2地方組織のみである。しかし、③地方の経営者団体に賃金・労働条件に関わる要求を提出、交渉・懇談しているのは26地方、④地方自治体に対して地方独自の課題の提起や要求を提出、要請・懇談しているのは23地方に及んでいる。ただ、こうしたとりくみをまったく「行っていない」という回答も7地方組織から寄せられている。このほか、地域独自の統一行動や地域総行動を行っている地方組織は29地方に及んでいるが、地域独自に産別統一行動の集中日を設定しているのは2地方組織に留まっている。

これらの結果は、地方の経営者団体や地方自治体等には半数前後の地方春闘共闘や地方労連が要求提出等の行動を行っているものの、加盟組織と労使関係にあり賃金等の交渉に直接影響力を持っている対個別企業等への要求提出や交渉参加等はほとんど追求されていず、単産任せになっていることを明らかにしている。

また、春闘時に企業や経営者団体、地方自治体などのいずれにも要求行動を行っていない地方組織も7地方にある。膨大な未組織労働者が存在し、全労連や連合などのナショナルセンター未加盟の多くの中立労働組合も存在している地方・地域からの賃金の底上げを前進させるためにも、全労連が提起している「統一要求書」なども活用しながら、経営者団体や個別企業に

も影響力の持てる地方・地域春闘の運動強化の追求が求められている。

(4)春闘の前進に向けてのとりくみ

春闘学習会や春闘交流集会は「開催していない」2 地方組織を除き、45 地方で取り組まれているが、開催の形態としては「泊まり込み」が12 地方、「土曜、日曜など」が24 地方を占め、「平日の夜など」が9 地方組織となっている。また、25 地方組織が春闘期に回答状況などについてニュース・速報を発行、未組織労働者や市民向けの宣伝は46 地方組織で行われている。

春闘時の地方組織の特徴的なとりくみとしてアンケートに記載された26 地方組織からの意見のうち、今後の運動に参考となると思われるのは以下のとおりである。

- * 中立労組へ懇談の要請や春闘の回答額などの調査。春闘共闘への参加労組の拡大。
- * 毎年1月に泊まり込みで春闘討論集会を開催。ここでの学習・交流が春闘及び年間の活動の力になっていると考えている。
- * 目に見えて音が聞こえる春闘宣伝を重視。1～4月にかけて月2回の昼宣伝を予定。
- * 全県の市町村長との懇談、議会陳情（80%の採択率）、経済5団体との懇談。
- * 産別対角線交渉や要請、懇談などをとりくんでいる。大企業への要請行動。
- * 民間部会を軸に要求提出後や回答後にも経営者要請行動をおこなっている。
- * 経営4団体への要求・懇談、交渉団を編成して全ての職場に統一要求書提出と回答確約交渉や懇談を行っている。統一行動日にもスト支援の激励行動など展開。
- * 半数の組合員が10枚のビラ配布を提起している。

春闘をたたかううえでの地方での悩みや今後の課題として指摘された19 地方組織からの意見の主なものは以下のとおりである。

- * 組織内労組の春闘回答の経過が報告されない。中立労組からの懇談受諾が少ない。
- * 組合員の参加人数が次第に減少してきている。
- * 単産中心主義から脱却できない。民間労組が少なく、賃金闘争が盛り上がらない。
- * 限られた産別でストや集会を行っているだけで、産別内でも限られた職場での行動となっている。
- * 全国統一行動として山場の行動が提起されているが地方にはその実態はない。
- * 体制の問題で組織運営が厳しく地方組織との切り分けた対応が難しい実態。
- * 共同できそうな中立・未加盟組合もあるが、訪問し、共同を呼びかけるに至っていない。
- * 春闘共闘に加盟組合以外の参加を広げ、参加できない場合でも情報交流だけでもできる関係を広げ、ニュースも発行できるようにしたい。
- * 単産は県労連に加盟しているが、単組が地域労連に加盟していない状況が広がっていることの打開。

地方における春闘については、地域独自に統一行動や地域総行動、産別統一行動の集中日を設定しているなど積極的な運動を展開している地方組織がある反面、一部には学習会・討論集会も開催せず、要求提出行動や地域での宣伝行動も行っていない地方組織もあるなど、そのとりくみには大きなアンバラが見受けられる。春闘で要求書を提出できない職場組織も少なく、ストライキを実施する労働組合の減少など

表1 最賃闘争での具体的とりくみ（地方組織数）

最賃引上げを労働局に要求している	45
地方経営者団体などに要求・懇談している	29
最賃審議委員への要請・懇談を行っている	19
審議会で意見表明を行っている	30
審議会の傍聴を行っている	41
最賃引上げ額に対し、行政不服審査を行っている	26
最低賃金審議委員会への任命を要求している	42
自治体に「最賃以下」の労働者を使用しないよう働きかけ	15
地方のマスコミに最賃闘争を報道するよう働きかけ	17
パート「時給」を調べ、最賃との比較などをビラ宣伝	8
駅頭などで最賃の必要性・重要性を宣伝している	42
労働局に向けデモやハnstなど目立つ行動をしている	17

春闘の戦闘性が後退しているもとで、地方・地域から「目に見え、音に聞こえる」運動を重視し、地方・地域から追求していくことは春闘をたたかう労働者を激励し、広範な未組織労働者に労働組合への結集を呼びかけていくうえでも極めて重要になっている。

2 地域最賃、公契約条例に関わる地方でのとりくみ

全労連は賃金闘争とも結合して「社会的賃金闘争」として最賃闘争や公契約条例制定の運動を重視しているが、地方ではそれがどのように展開されているのか、今回の調査では以下のような実態が明らかにされている。

（1）最低賃金闘争の具体的展開について

表1は、多くの地方が最賃闘争として何らかの行動をとりくんでいるが、そのとりくみには大きなアンバラがあることを明らかにしている。

今後の最賃闘争の発展に向けて最賃審議委員への直接的な要請・懇談や不満な引き上げ額に

対する行政不服審査などを重視すると同時に、最賃闘争を地場賃金底上げの実践的な大衆闘争として追求することが重要になっている。

そのためにも、最賃未満労働者の地域からの一掃をめざす地方自治体への働きかけを全国的に追求すること、さらには、地方・地域のパート「時給」などを新聞折り込みの求人広告などで調査し、最低賃金と比較・宣伝するとりくみなどを大衆的な行動としてとりくむことなどは最賃闘争の裾野を広げる運動としても特別に重視することが必要である。また、これらは非正規労働者や未組織労働者の組織化にもつながる運動の課題でもある。

今回の調査項目にはなかったものの、最賃問題について地方自治体から政府あての意見書を提出させるとりくみも追求されている。全労連の調査によれば2014～2016年度の3年間に全国の地方自治体（都道府県数を含め総数は1,765）から厚労省などに提出された意見書は、25県から総数で180通（うち2通は中賃あて）であり、その過半数以上を占める96通を北海道と東北6県で占めている。地方別では

秋田県が「26 自治体中 23 (88.5%)」と福島県が「60 自治体中 48 (80%)」と断トツの高率であり、次いで高率なのが最賃闘争で裁判闘争を展開している神奈川で「34 自治体中 22 (64.7%)」である。しかし、全体としては提出数がゼロの地方が 20 県以上もあり、最賃闘争の全国的な強化を早急に図る必要がある。また、そのカギを握っているのは全国的な産別組織が最賃闘争の重要性を自らの課題として運動方針に位置づけ、地方の運動へ積極的に参加するように傘下の地方組織への指導を強化することである。その際、決定的に重要なことは、職場の仲間たちがなによりも最も切実な要求としている賃金引上げの労使関係でのたたかいを強化することと一体のものとして最賃闘争を追求することである。職場からの賃金闘争を軽視していて「社会的賃金闘争」や最賃闘争の強化を強調してもそれは仲間たちの支持を得ることはできない。これは「公契約」の追求についても同様である。

最賃闘争にかかわっての全労連への要望や地方での悩み、課題としてアンケートの自由記入欄には 22 地方組織から意見が寄せられたが、その主なものは以下のとおりである。

- * 全国の一覧があれば参考になる。
最低生計費調査は 47 都道府県すべてでやるべき。
- * 地域最賃の引上げ・格差解消を打ち出した
迫力ある全国統一行動の展開が必要。
- * 全国一律最賃の実現、特に「全国一律最賃法」の制定を求める運動のとりくみの強化を。
- * 世論形成の大きな戦略が欲しい。数年かけた行動・取り組み計画を。
- * 最賃審議委員任命問題は裁判闘争でもやらないと動かないと思うので、少なくとも高

裁段階まではたたかう必要がある。体制がある地方と中央でとりくむため、全労連がイニシアチブを発揮して欲しい。

- * 生計費調査結果もあり、要求を 1,500 円にすべきとの声が出始め悩んでいる。
- * 街頭行動で地域の支持は広がりつつあると思うが、産別組織の参加やとりくみが弱い。
- * 各産別での未組織労働者に対するとりくみの温度差が最賃闘争への結集の強弱に表れている。非正規労働者の要求や組織化に目を向けていない産別はとりくみが弱い。
- * あれこれの課題のひとつになっていて、集中したとりくみができていない。

(2) 公契約条例のとりくみについて

公契約条例の制定に向けたとりくみについては、36 地方組織が「都道府県」に、37 地方組織が「市町村」に向けて働きかけを行っており、すでに「市町村に制定」させた地方も 12 県になっている。なお、1 地方組織がこの運動に「取り組んでいない」と回答している他、無回答も 2～5 地方ある。また、「制定済み」の地方では、①賃金水準の引き上げ、②労働者への賃金が基準通りに支払われるとりくみ、③賃金決定基準の検討・見直し等のとりくみを自治体に働きかけている。

これらの結果は、公契約条例の制定を全国各地で追求するという目標からするなら運動が極めて立ち遅れており、大衆的な運動になり切れていないことを示している。それは、公契約条例の対象とされる労働者が一部の産業分野に限定されていることから制約によるとも解されるが、この課題がもっている地域経済との関わりや全労働者的意義などについて、改めて全国的意思統一を図ることが重要になっているのではないだろうか。

3 大企業・「ブラック企業」包囲、「合理化」・雇用闘争、争議支援等について

大企業や「ブラック企業」などを「包囲する行動」は7地方組織で、うち3地方では「定例的な行動」としてとりくまれているが、39地方からは「そうした行動は行っていない」との回答が寄せられた。

36地方組織が「支援している争議」があると回答し、5地方ではその件数が「10件以上」で30地方が「10件未満」である。また、26の地方組織が「支援共闘会議」などに参加しており、参加している支援共闘数は「5件以上」が5地方、「5件未満」が20地方となっている。

地方での「合理化」・雇用闘争の特徴や悩みや課題として自由記入欄に書き込まれた29地方組織からの意見の主なものは以下のとおりである。

- * 賃金や残業代などの要求に応じないだけでなく要求する者への見せしめの対応、暴力やいじめ。時には組合潰しの為の不当解雇や事業所の閉鎖もある。
- * 医療・介護業界での不当労働行為や争議が目立つ。
- * 労働弁護団が中心になる形で、権利討論集会を25年間取り組んでいるが、国労や航空連、最近では連合加盟組織も参加して、一緒に開催している。
- * 数々の争議を支えてきたベテランがいなくなりつつある。
- * 争議者を支援する体制が弱い、県労連として努力しているが産別の結集はよくない。
- * 大企業職場では活動家が少数派で、その困

難克服には地域と結びついた運動の強化が求められる。大企業とのたたかいに勝利する展望をしっかりと持つこと。全国一斉に大企業攻めを行うなどの工夫が必要。

* 大企業の閉鎖・撤退における歯止めのたたかいも、成果が難しいので困難が続いている。

4 地方独自の制度・政策闘争について

労働者は職場のある地方・地域で働いているが、地方税をはじめそれぞれの地方自治体の制度や政策にもかかわる職場環境や日常生活に関連したゴミ問題から医療、子育て・教育問題等々、地方・地域の住民としての多様な要求を持っている。こうした要求を組織、その実現を追求することも地方組織の重要な活動分野の一つである。

今回の調査によれば、都道府県に対して、①地方組織として毎年、要求を提出・交渉している地方は27あり、②全商連や新婦人などと共同して提出している地方組織が29ある。なお、5地方が「とりくみを行っていない」との回答が寄せられている。

また、自治体の首長選挙については、①39地方組織が「知事選挙に他団体と共同でとりくみ、事務局の役割を果たしている」、②12地方組織が「主要な市町村の首長選挙を他団体と共同でとりくみ、事務局の役割を果たしている」との回答が寄せられている。

これらの結果は、9地方組織が「首長選挙には取り組んでいない」としているものの、多くの地方組織が県民要求実現を労働組合の課題として重視し、知事選挙などを含め地方での共同

前進へ積極的にかかわっていることを明らかにしている。また、時には地方組織の役員自身が首長選挙の候補者となっている事例も見受けられるが、その際には、当然のことながら「思想・信条の自由」を掲げる労働組合らしく、その機関決定にあたっては組織内での組合民主主義の徹底による加盟組織との丁寧な合意形成が重要であることは言うまでもないことである。

地方の制度政策闘争として地方組織から紹介された主要な事例は以下のとおりである。

- * 毎年の県政シンポ、3月の四国総行動（全労連四国地区協議会主催・国の出先機関との交渉）、春と秋のキャラバン行動。
- * 介護労働者の処遇改善に向けた、地方自治体独自の事業所への助成実現の追求。
- * 公契約条例、ディーセントワーク条例などの制定運動を県知事選挙時にとりくんでいる。
- * 国保料の引き下げ、中学卒業まで医療費無料化など。

また、地方組織が悩みや課題として挙げている意見として主に以下の点が指摘されている。

- * 知事選での民主団体などでつくる「明るい会」の事務局長がいつも労連からなので大変。
- * 平日の日中に行動に参加できる労働者が減っている。産別結集が弱い。
- * 労働組合としての制度・政策要求づくりが弱い。日常的に情勢分析や問題提起を県民に対して行うべきところ、実際は知事選前にしか活動を行っていない。
- * 独自に自治体要請・議会請願をおこなうことが困難な団体も多く、まとめて要請・交渉をやることから要請項目が多く、地方労

連の要求での時間が取れない。

- * 自治体首長選挙など政治課題への取り組みが次第に弱まってきている。

5 国民的な課題などのとりくみについて

(1) 地方連合や政党、民主団体など他団体との共同の追求

地方での連合などとの共同の追求がどのように行われているかを調べたところ、以下のような回答が寄せられている。（表2）

このほか、民主団体以外で定期協議もしくは必要に応じて協議している団体があるという地方組織が6組織ある。

(2) 地方における課題別共闘組織とのかかわり

全国的な課題別共闘組織と地方組織のかかわり方については以下のような回答が寄せられている。（表3）

この他、地方組織は以下のように多くの国民的課題での恒常的な共闘・共同組織に団体として、もしくは役員が参加している。（カッコ内は地方組織数）

「平和委員会」(24)、「9条の会」(20)、「安保廃棄」(35)、「脱原発・自然エネルギー関連」(35)、「環境・公害関連」(12)、「労災・職業病対策」(25)、「青年の就職等問題」(12)、「子育て・教育関連」(19)、「非正規労働者の交流・支援組織」(13)、「国際連帯」(7)、「農業・食の安全」(29)、「その他」(8)

これらの結果は、ローカルセンターとはいえ、圧倒的多数の地方組織は専従役職員がわずか1～2人にも関わらず、多くの地方で憲法や国民生活擁護の共闘・共同組織の事務局的な役割

表2 他団体との共同についての協議（地方組織数）

地方連合と定期的に協議している	1
地方連合とは、定期ではないが必要に応じて協議している	13
政党と定期協議している	1
政党とは、定期ではないが必要に応じて協議している	27
民主団体と定期協議している	7
民主団体とは、定期ではないが必要に応じて協議している	26

表3 地方組織と課題別共闘との関わり

	ある 事務局の 役割	ある 参加 している	あるが 参加して いない	ない	無回答
戦争法廃止、憲法擁護等の実行委員会	34	13			
国民大運動実行委員会	30	4		11	2
社会保障推進協議会	13	32	1		1
労働法制に関する共同組織	9	3		34	1
消費税廃止各界連絡会など税に関する組織	5	39	3		
原水協	3	41	1		2

を担っているだけでなく、実に多くの地方組織が国民的な共闘・共同組織などで積極的な役割を果たしていることを明らかにしている。

アンケートの意見記入欄にも、原発問題や震災復興、TPP、戦争法、景観・まちづくり、米軍基地、水俣病等々、様々な課題での地方組織のとりくみが記載されていた。以下にその例を紹介する。

＊戦争法廃案、廃止の運動を県内にある平和6団体が潮流の違いを超えて、「茨城総がかり行動」として駅頭リレートーク、デモ行進などの共同のとりくみを行った。

＊群馬県警による宣伝カーへの「規制」、さらにハンドマイク宣伝への「規制」・妨害が続いており「街頭宣伝の自由を守る群馬

の会」を組織、事務局を担っている。

＊秘密保護法廃止女たちの怒りの行動実行委員会が、県女性協議会を巻き込み、46団体の幅広い運動を展開し、この実行委員会がレッドアクションなど戦争法でも全県宣伝行動を旺盛に展開している。加盟団体には国防婦人会もあるので驚く。

しかしながら、国民生活擁護などの諸課題に比べ「労働法制」や「非正規労働者」問題など労働者・労働組合自身にとって重要な課題での共闘・共同がやや立ち遅れている現状の克服は、地方組織がそれぞれの地方で労働者・労働組合のなかに多数派形成を追求するうえで今後強化されるべき課題になっているといえる。

6 地方組織の役割・課題、期待について

全労連は、規約3条で「規約に賛同し、規約の定めにより加盟を承認された産業別全国組合（全国単産）および都道府県別組合（地方組織）で構成する」とし、全国単産と地方組織の双方をいずれも正規の加盟単位、構成組織として、両者が対等の権利をもつことを明らかにし、行動綱領で全労連の役割として「産業別のたたかいと地方のたたかいを調整して全国的な統一行動を組織する」ことを謳っている。これに対し、連合は、産業別全国組織を基本的な加盟単位とし、その当該地方組織で地方連合会を構成している。

なぜ、全労連はこのような構成組織として結成されたのか。冒頭的小林論文でも紹介されているが、筆者は全労連結成の準備から結成に至るまでの経過に直接深くかかわった者であるが、その理由は大別して二つある。

第一は、企業別労働組合の弱点克服と労働者の切実な要求実現の展望とのかかわりである。

たとえば、春闘のように労働者が最も切実な要求としている賃上げの実現には、日本経団連を頂点とした資本の結束した賃金抑制攻撃をはね返して要求実現の展望を切り開く必要がある。そのためには、個別企業の労使関係でのたたかいのみでは限界があり、企業や産業の枠を超えた全労働者のたたかい、いうなら全国的・全産業的なストライキや統一行動の組織が不可欠になっているからである。また、この全国統一行動を効果的なものとするためには、企業の枠を超えた産業別の団結を基本とした全国単産の縦糸での全国的な運動の強化と同時に、産業の枠を超えた地方・地域組織での幅広い労働組合

による横糸の団結と運動を一体的に追求することで、より強力な全国的で大きな面としての運動を強化・発展させることが重要になっているからである。このことは賃金闘争にとどまらず、時短闘争や労働者の切実な要求の多くに共通していることである。

さらには、労働者の生活の基本にかかわる医療・年金・介護など社会保障制度や消費税・所得税などの税制、脱原発、戦争法廃止や改憲阻止など平和や民主主義擁護等々、国政などに関わる諸要求を前進させるためには、国民的な共同をその土台を支える全国単産や地方組織が一体となった全国的な労働運動の強化がより重要になっているからである。

第二は、地方・地域からの運動と地方組織の役割を重視したからである。

地方組織は全労連の「構成組織」であっても下部組織ではなく、全労連加盟の全国単産の地方（下部）組織だけで構成されているわけでもない。地方組織は、地方連合会とは違って、都道府県別の自主的、独立的組織として、その地方だけに存在している地場の企業別労働組合や全労連未加盟の全国単産の地方（下部）組織でも自由に加盟でき、全労連につながることでできる組織である。なお、全労連傘下の全国単産の下部組織でも地方組織に加盟していない組織も一部に見受けられるが、単産の協力も得ながら地方組織への加盟を改めて追求することが重要である。

全国的には、膨大な未組織労働者が存在し、連合や全労連、全労協などに所属していない労働組合も1万数千組織あり、労働者数にしても2百数十万人存在している。そのすべてが企業言いの「御用組合」とは言えないし、私たちの側が積極的に働きかけるなら共通する切実な要求での共同や地方組織の拡大につなげる可

能性は十分にあり得るのではないだろうか。

全労連が90年代半ばに「総対話と共同」路線をうちだした際には、約2万の未加盟労組に直接訪問（98年）するなど、全国的にも広範な労働組合への積極的な働きかけがおこなわれた。戦争法反対闘争を契機に「市民と野党の共同」が全国的に広がってきている今日、改めて大規模な「総対話と共同」の呼びかけをそれぞれの地方・地域から広範な労働組合におこなうことが求められているのではないだろうか。

地方組織の役割としてさらに重要なのは、労働者が働く職場や生活の場がある地域での労働運動を強化・発展させることは職場組織を活性化させ、職場や地域を土台とした全国単産の組織・運動を発展させるうえでも不可欠の課題になっているということである。

しかし、地方組織からは「産別の結集が弱い」との指摘が全国的に共通して指摘されており、その克服は全労連にとっても全国単産にとっても不可欠な重要課題となっている。

春闘でのたたかひの交流や「合理化」攻撃などへの対応にしても、「遠くの親戚より、近くの他人」といわれるように、より身近な地域での労働者の連帯は職場組織を元気にし、運動の強化に直結している。したがって、全国単産は地方・地域の運動と組織の強化を自らの重要な課題として位置づけ、人的にも財政的にも地方の強化に積極的に役割を果たすことが求められている。そして、それらは結局のところは自らの運動と組織強化そのものであるということである。また、全国単産にとっても地方組織にとっても組織率の低下に歯止めがかからず、未組織労働者の組織化が労働組合の最重点課題となっている今日、全国単産と地方組織の有機的連携による具体的な組織拡大戦略の確立が求められている。

今回の「地方組織調査」でのアンケートやいくつかの地方組織役員への聞き取り調査を通じて地方組織の活動の実態がリアルに浮き彫りにされた。とりわけ、圧倒的多数の地方組織は専従役職員が1～2人しかいず、その日常的な組織運営の基本である幹事会も「月に1回以下」が10組織あり、「月に1回」が19組織、「月に1回以上」が10組織（無回答が8組織）という状況におかれている。課せられている役割からするなら大変な困難を背負っているのが今日の地方組織の実態であり、産別組織の地方組織への結集強化でそれを補完することが求められている。また、全労連として地方組織へ具体的な運動や課題を提起する際には、これらの状況を十分に考慮することも不可欠になっている。

（くまがい かねみち・労働総研代表理事・労働組合研究部会）